

農林水産商工常任委員会資料

(令和4年6月1日)

陳情4年農林水産第13号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年－13 (R4.04.22)	農 林 水 産	国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情	
▶陳情事項 鳥取県議会において国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの撤回を決議し、国に意見書を送付すること。			

▶陳情理由

水田活用直接支払交付金の見直し問題について
(見直しの背景と問題)

今回の見直しは、長年にわたり財務省から転作助成金の削減を求められてきたことから、行われたものである。しかし、現在、コロナ禍でコメ需要が減少する中、昨年は史上最大の減反が強いられ、今後も拡大する。一方、国際的に穀物価格が上昇し、輸入も困難になろうとする中、飼料も含めて、食料自給率の向上が必要になっているが、今回の見直しはこれに逆行する。

このような状況のもとで、交付金の削減につながる見直しは、耕作放棄の拡大につながり、農地や担い手の減少に拍車をかけることになる。見直しの内容は、以下である。

1. 水路や畦があっても、5年間、水張り（水稲作付け）が行われない農地は対象外とする。

2017年の水田活用の「実施要綱」では、①畦がない②水路がない③土地改良賦課金がない④3年間作付けがない水田は交付対象から外すとした。今回はさらに畦や水路があっても5年間に一度もコメ作付けが行われない農地は交付対象にしない。農林水産省は「転換作物が固定化している水田の畑作化を促す」としているが、交付対象面積を減らすことにつながる施策である。

2. 多年生牧草は10アールあたり現行3.5万円から、播種しない年は1万円に減額する。

政府は、「多年生牧草は毎年種まきをしないから補助金を少なくする」という理由で、播種をしないで収穫だけをする年は、10アール当たり現行の3.5万円から1万円に減額する。飼料の自給率向上が必要にもかかわらず、これに反する方針である。

3. 飼料用米などの複数年加算（10アール1.2万円）を廃止する。

2022年度から新規に複数年契約で飼料用米を生産する場合に助成の対象外になる。契約中の場合も、これまでの半額の10アール当たり6千円に減額する。政府は、2020年策定の「食料・農業・農村基本計画」で掲げた、2030年度の生産努力目標（70万トン）を超えたことを理由に、飼料用米生産を抑制しようとしている。

4. 畑作化支援として、野菜など高収益作物の場合は10アール17万5千円、それ以外の作物は同10万5千円を1回限り支払う。

畑作化によって、その後の交付金対象から外れることになる。

▶提出者

全日本農民組合鳥取県連合会

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

農林水産部（農業振興監生産振興課）

【現 状】

- 1 国の「水田活用の直接支払交付金」は、主食用米の長期的な減少等を踏まえ、水田の効率的な利活用と食料自給率・自給力の向上に向けて、大豆、麦、飼料用米等転作作物の作付支援として、生産者に広く定着している制度である。
- 2 平成28年度の財務省予算執行調査において、「現況として米の生産ができない農地や、米以外の生産が定着している農地を交付対象から除外すべき」との指摘がなされ、平成29年度、国は、畦畔や用水路がない等により水田としての機能を有しない農地については、交付金の対象外とすることを明確化した。
- 3 その後も主食用米の需要減少に歯止めがかからないことが見込まれることから、国は、令和4年度、定着性の高い品目への作付転換・産地化に向けた「水田活用の直接支払交付金」の見直し方針を示すとともに、前年同規模の予算を措置している。
- 4 国は、交付対象水田の見直しを巡る生産現場の課題について、令和4年7月末までに取りまとめ、今後の対応を検討することとしている。

＜農林水産大臣の発言（令和4年2月22日農林水産大臣記者会見）＞

今回の見直しでは、畑作物の生産が定着している農地は畑地化を促し、水田機能を有しつつ、転換作物を生産する農地については、今後5年間の間に、水稲と転換作物のブロックローテーションを行うことを検討いただく。引き続き、見直しの趣旨を丁寧に説明しながら、水稲とのブロックローテーションを困難とする具体的な現場の課題がある場合は、その検証を行う。

【県の取組状況】

「水田農業の経営安定化等への支援」について、これまで国への要望を重ねてきたところである。

＜国への主な要望項目＞

- ・稲作農家の所得を確保し経営の安定を図るため需給調整の仕組みについて継続的に検証し、実効性ある体制づくりを進めること。
- ・「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算を確保するとともに継続した取組への支援を拡充すること。
- ・「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田の見直しにおいて、生産現場での水田営農の取組状況等を十分に検証し、今後の対応について生産者等へ丁寧に説明すること。（令和4年4月 新規項目）

【参考】令和4年度の「水田活用の直接支払交付金」の概要

項目		内容	令和4年度の見直しの背景
交付対象外水田の考え方 【見直し】		・水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付金対象外【継続】 ・現場の課題を検証の上、今後5年間（R4～R8）に一度も水張りが行われない農地も交付金対象外【R4見直し】	・転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すもの
交付内容	戦略作物助成 【継続】	・販売目的で麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援 麦、大豆、飼料作物：3.5万円/10a WCS用稲：8.0万円/10a 加工用米：2.0万円/10a 飼料用米、米粉用米：収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a	
	都道府県連携型助成 【継続】	・都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合、対象農業者に対し、前年度からの拡大面積に応じて都道府県の支援単価と同額（上限：5,000円/10a）を支援 ※本県では、飼料用米の作付拡大を支援 （R3：3,300円/10a ⇒ R4：5,000円/10aに引き上げ）	
	多年生牧草に対する支援 【見直し】	・生産コストを踏まえ、当年産において播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草の交付単価を引き下げ 播種～収穫を行う年：3.5万円/10a 収穫のみを行う年：1.0万円/10a	・R3までは、当年産において収穫のみを行うものも含め、すべての飼料作物を3.5万円/10aで支援 ⇒多年生牧草は、一度播種すれば5～10年に渡って収穫可能であり、播種年以外は生産コストも低いことから、収穫のみを行う年の単価を見直すもの
	飼料用米等の複数年契約加算 【見直し】	・令和4年度以降の新規複数年契約分から廃止 ※経過措置として継続分（R2～、R3～）を対象に0.6万円/10aを交付	・R3までは、飼料用米、米粉用米の複数年契約加算として1.2万円/10a交付 ⇒取組率が約9割に達し、複数年契約推進の効果が薄れてきているため見直すもの
	新市場開拓用米の複数年契約加算 【新設】	・新市場開拓用米の3年以上の新規契約を対象とする加算金を新規創設（1.0万円/10a）	・産地と実需者の連携による安定的な供給体制の構築を支援する目的で創設するもの
	高収益作物畑地化支援 【見直し】	・高収益作物による畑地化を加速させるため、高収益作物以外の作物の交付単価を引き下げ 高収益作物（白ねぎ等）：17.5万円/10a その他作物（大豆等）：10.5万円/10a	・R3までは、畑地化に向けた支援として、品目を問わず17.5万円/10aを1回限り交付（翌年からは交付対象外） ⇒高収益作物による畑地化支援として見直すもの